

福祉教育推進協力校支援事業実施要綱

資料

(事業の目的)

第1条 福祉教育推進協力校支援事業(以下、「本事業」という。)は、区内学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する実践学習の機会を提供することにより、社会福祉への理解を深めるとともに、地域福祉・ボランティア活動への参加を促進することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業の対象は、下記の各号に掲げる学校の中から、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長の指定を受けた学校(以下、「協力校」という。)とする。

- (1) 区内の全ての小学校
- (2) 区内の全ての中学校
- (3) 区内の全ての高等学校

(協力校が実施する事業)

第3条 協力校の事業は、下記の各号に掲げる事業から選択して実施する。

- (1) 社協会長が別途定める社協が主催する福祉教育推進活動事業【必須】
- (2) 赤い羽根募金への協力
- (3) 運動会・文化祭等の学校行事への高齢者・障害者の招待
- (4) 社会福祉施設訪問交流事業
- (5) 児童・生徒会によるボランティア活動
- (6) 福祉・ボランティアに関する講演会、映画会、展示会等の開催
- (7) その他、本事業の目的を達成するために必要と認められる事業

(社協が実施する支援)

第4条 社協が実施する協力校への支援は、下記の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協力校が実施する事業への提案、指導及び助言
- (2) 社協事業及びボランティア教育に関する情報提供
- (3) ボランティア教育に携わる教員研修の場の提供
- (4) その他、ボランティア教育に関する必要な指導、助言

2. 社協は、予算の範囲内において、協力校が実施する事業に要する費用の一部を助成することができる。

(指定の申請)

第5条 第3条に規定する学校が、本事業の指定を受ける場合は、社協会長が指定した期限以内に、「福祉教育推進協力校支援事業指定申請書(様式第1号)」(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(指定の決定)

第 6条　社協会長は、申請書が提出された場合は、申請書等を審査し、指定の可否を「福祉教育推進協力校支援事業指定決定・却下通知(様式第2号)」にて学校に通知しなければならない。

(指定の期間)

第 7条　本事業の指定期間は、当該年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定の取り消し)

第 8条　協力校は、本要綱に定めのない事業へ助成金を使用してはならない。

2. 社協会長は、協力校が計画のとおりに事業を実施しない場合、または助成金を目的外に使用した場合には、協力校の指定を取り消すことができる。
3. 交付決定を取り消された学校は、当該助成金を社協に返還しなければならない。

(協力校の役割)

第 9条　協力校は、担当者を定め以下の各号を行う。

- (1) 社協との連絡調整に関すること
- (2) 本事業の進捗状況の確認に関すること
- (3) 本事業に関する書類の提出ならびに保管に関すること
- (4) 社協が主催する協力校に関する会議や研修会への参加に関すること
- (5) 担当者の異動や変更の場合の引継ぎに関すること

(活動実績の報告)

第10条　協力校は、指定該当年度終了後 30 日以内に「福祉教育推進協力校支援事業完了報告書(様式第3号)」を社協会長に提出しなければならない。

(その他)

第11条　この要綱の施行に関して必要な事項は、社協会長が定める。

付　　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。